【補助制度】　　令和５年４月１日現在

補助の種類	補助区分	経費の区分	補助限度額等
1　公衆用道路事業交付金交付事業 ※　所管　土木部道路維持課 （内線　2941～2949）	市民の生活道路として機能し公簿上での公衆用道路（災害とは、国の災害復旧採択基準によります）	舗装事業等に要する経費	災害時の場合は、市が算定した実施設計額の 100%以内の額（通常時の場合は70%以内）
		崩土取り除きに要する経費	災害時の場合は、市が算定した実施設計額の 100%以内の額（通常時の場合は70%以内）
		法覆工（路肩部の法面）修復に要する経費	災害時の場合は、市が算定した実施設計額の 100%以内の額（通常時の場合は70%以内）
2　里道災害について ※　所管　土木部道路維持課 （内線　2941～2949）	佐世保市が所有する里道	平成 17 年度より市の直営工事とする	——
3　佐世保市災害時におけるし尿収集料金の軽減 ※　所管　環境部環境政策課 （内線　7210-14）	し尿くみとり料金の軽減	災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、水害等により便槽（欠陥便槽を除く。）に浸水し、緊急にくみとりが必要と認められた場合のくみとりに要する経費	負担軽減額 1回につき 2,000 円 （収集料金が 2,000 円未満の場合はその額）

補 助 の 種 類	補　助　区　分	経 費 の 区 分	補 助 限 度 額 等
4　養殖施設等の災害等対策支援事業 ※ 所管　農林水産部水産課 （内線　3053～3055）	養殖魚並びに養殖施設等	台風など自然災害等によって、被害が発生した養殖業者が事業継続のために行う取組に要する経費	災害等によって発生した被害額の3分の1を上限とする。